令和2年度5月補正予算(経済局関連部分)の概要

1 趣旨

「くらし・経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と市内中小企業・小規模事業者の皆様の事業活動を支援するため、必要な補正を行います。

また、就職氷河期世代の方のスキル向上支援や就職機会の提供等を行うため、必要な補正を行います。

≪補正額合計(経済局関連部分)≫

単位:百万円

	補正額	一般財源
新型コロナウイルス感染症の拡大防止と市内中小企業・小規模事業者への支援	174, 740	5, 340
就職氷河期世代の就職支援	13	3

2 事業の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と市内中小企業・小規模事業者への支援

<u>ア 市内中小企業の資金繰り支援</u> 補正額:1,730.5 億円(国36億円、諸収入1,658億円、市36.5億円)

融資メニュー	利率	保証料助成	据置期間	融資期間
既存の融資メニュー 限度額:2億8,000万円	年0.8%~2.0%以内	1/2または10/10を 市費で助成	24か月以内	15年以内
新たな融資メニュー 限度額:3,000万円	年0.7%~1.5%以内 (当初3年間分を国費で利子補給)	1/2または10/10を 国費で助成	60か月以内	10年以内

仚

【参考】国が創設する制度 限度額:3,000万円	- (当初3年間分利子補給上限1.9%)	1/2または10/10を 国費で助成	60か月以内	10年以内

(ア) 利子補給の実施 補正額:36 億円(国 36 億円)

国が創設する制度と歩調を合わせた「当初3年間実質無利子の融資メニュー(以下、「新たな融資メニュー」という)」を創設し、市内中小企業が取扱金融機関に対して支払う利子を補給します。

- ◆対象者:新たな融資メニューを利用する市内個人事業主及び売上減少幅が 15%以上の小・中規 模事業者
- ◆利子補給期間: 当初3年間
- (イ) 信用保証料助成 補正額:43 億円(諸収入8億円、市35億円)

令和元年度に創設した本市独自の融資メニュー(以下、「既存の融資メニュー」という)を利用する市内中小企業が横浜市信用保証協会へ支払う信用保証料を助成します。

- ◆対象者:既存の融資メニューを利用する市内中小企業
- ◆補助率:売上減少幅に応じ1/2または10/10
- (ウ) 融資枠の拡大に伴う預託金 補正額:1.650 億円(諸収入 1.650 億円)

市内事業者の資金需要に対応するため、当初予算で1,400 億円としていた融資枠を3,600 億円 拡大し、5,000 億円とします。また、低利な融資を実現するために必要な預託金を増額します。

(エ) 「横浜市緊急融資認定センター」の設置 補正額:1.5億円(市1.5億円)

市内中小企業からのセーフティネット保証等の認定申請が増加しているため、「横浜市緊急融 資認定センター」を設置し、認定をスピーディに行うための人材確保など機能を強化します。

- ◆実施内容:認定を実施する中小企業診断士等の人材確保、Web 事前審査システムの導入、感染 症予防対策を考慮した広い会場への移転等
- ◆スケジュール:5月 人材確保・システム導入、7月 情報文化センターで本格稼働

国際・経済・港湾委員会 配 付 資 料 令和2年5月13日 経 済 局

イ 市民生活を支える商店街や企業活動の支援 補正額:16.25億円(市16.25億円)

(ア) 商店街等の支援 補正額:13.1億円(市13.1億円)

外出自粛や休業・営業時間短縮要請等によって大きな影響を受けている市内商店街等に対して、 ニーズに応じた様々な活動に充当できる一時金を交付します。

◆対象者:市内商店街等(約300団体)

◆交付額:加盟店舗数×10万円を商店街等に交付

◆想定事業:衛生用品の購入経費、テイクアウト・デリバリー事業経費、収束期におけるイベント の実施経費等

(イ) 小規模事業者等とスタートアップ企業の支援 補正額:3億円(市3億円)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した市内小規模事業者等を支援するため、 一時金を交付します。また、融資を利用することが困難な創業1年以内のスタートアップ企業に ついても、一時金を交付します。

≪小規模事業者等支援≫

◆対象者:新たな融資メニューで500万円以下の融資を利用した小規模事業者等

◆交付金額:1事業者あたり10万円(想定件数:2,600件)

≪スタートアップ企業支援≫

◆対象者:創業1年以内のIoT・ライフイノベーション分野等のスタートアップ企業

◆交付金額: 1 事業者あたり 10 万円 (想定件数: 200 件)

(ウ) テレワーク導入支援 補正額:1,500万円(市1,500万円)

新型コロナウイルス感染症への対策として、市内中小企業が柔軟な働き方を推進する目的で 行うテレワークの導入を支援します。

◆補助率: 3/4、補助上限額 30 万円

◆想定件数:50件

ウ 新型コロナウイルス感染拡大防止等に向けた支援 補正額:6,500 万円(市6,500 万円)

(ア) 検査キットの研究開発に対する支援 補正額:2,000 万円(市2,000 万円)

横浜市立大学が進めている新型コロナウイルス感染症対策に活用できる簡易検査キットの研究 開発を支援します。

◆支援内容:研究用試薬開発費用や検査キットの試作品作成費用等を補助

(イ) 感染症対策物資の緊急調達 補正額:4.500万円(市4.500万円)

マスク等の感染症対策物資を、原則として市内中小企業から調達することにより、新たなビジネス機会を創出します。

◆調達想定品目:マスク、消毒用アルコール、個人用感染防護具

裏面あり

(2) 就職氷河期世代の就職支援 補正額:1,300万円(国975万円、市325万円)

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、年度の後半にかけて、就職氷河期世代の 方の個別相談の実施やスキル向上等を支援するとともに、就職機会の提供等を行います。

ア 対象者

正規雇用を希望していながら、非正規雇用として働いている34歳以上49歳以下の求職者

イ 実施内容

- ・相談支援:キャリアコンサルティングにより適性や強みの把握・分析を実施
- ・スキル向上支援:自己PRや書類選考・面接対策等の個別研修を実施
- ・就職支援:積極的な採用意向のある企業の開拓、インターン受入、合同就職面接会等による マッチング支援
- ・定着支援:就職後の状況確認やカウンセリング等の支援

【参考1】新たな融資メニューと既存の融資メニューの詳細

資金名	国が創設する制度に歩調を合わせた 「新たな融資メニュー」 (新型コロナウイルス感染症対応資金)	本市独自の 「 既存の融資メニュー」 (新型コロナウイルス感染症対策特別資金) (新型コロナウイルス感染症緊急特別資金)
融資対象者	新型コロナウイルス感染症により売上高が減少し、 ・セーフティネット保証4号(売上高▲20%以上) ・セーフティネット保証5号(売上高▲5%以上) ・危機関連保証(売上高▲15%以上) の認定を受けた方	同左
融資限度額	<u>3,000 万円(別枠)</u>	2億8,000万円(別枠)
融資期間	運転資金 10 年以内 設備資金 10 年以内	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内(SN4号・5号) :10年以内(危機関連保証) ※SN:セーフティネット保証
利率	1年以内:年 0.7% 以内 3年以内:年 <u>1.1%</u> 以内 5年以内:年 <u>1.3%</u> 以内 10年以内:年 <u>1.5%</u> 以内	1年以内:年0.8%以内 3年以内:年1.2%以内 5年以内:年1.4%以内 10年以内:年1.6%以内 10年超:年2.0%以内
据置期間	<u>60 か月以内</u>	24 か月以内
利子補給	売上減少幅等に応じた助成(当初3年間・国費) 個人事業主(▲5%) : 補助率 10/10 小・中規模事業者(▲5%): なし 小・中規模事業者(▲15%): 補助率 10/10	なし
保証料助成	売上減少幅等に応じた助成(国費) 個人事業主(▲5%) : 補助率 10/10 小・中規模事業者(▲5%): 補助率 1/2 小・中規模事業者(▲15%): 補助率 10/10	売上減少幅に応じた助成(市単独補助) SN4号(▲20%) : 補助率 10/10 SN5号(▲5%) : 補助率 1/2 危機関連保証(▲15%): 補助率 10/10 ※SN:セーフティネット保証

【参考2】認定申請における「金融機関によるワンストップ手続」

セーフティネット保証4号及び危機関連保証の認定申請について、金融機関によるワンストップ手続(金融機関による取りまとめ申請)の運用を令和2年5月1日から開始し、金融機関専用の認定窓口を新たに設置しました。この運用の開始により、市内中小企業の認定・融資申込み手続の窓口が金融機関に一元化され、手続を効率的かつ迅速に実施することが可能になります。また、金融機関が各企業に代わって取りまとめて認定申請することで、認定会場の混雑緩和につながります。なお、提出書類の簡素化を行い、認定手続の更なる迅速化を図ります。

【参考3】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支払猶予(経済局所管分)

市場施設使用料

(市場施設の使用許可等を受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により、申請する月の前月 または前々月において、前年同月売上比が5%以上減少した方で支払いの猶予を希望される方)

• 勤労者福祉共済掛金

(市内中小企業向けの福利厚生事業「ハマふれんど」の掛金支払いの猶予を希望される事業主)

【参考4】一般会計 歳入歳出予算補正(経済局関連部分)

歳 入 (単位:千円)

款	: 項 目	補正前の額	補正額	計	
18	款 国庫支出金	-	- 3,609,750		
	2項 国庫補助金	-	3,609,750	3,609,750	
	15 目 経済費国庫補助金	-	3,609,750	3,609,750	
24	款 諸収入	36,541,081	165,800,000	202,341,081	
	3項 貸付金元利収入	36,070,141	165,000,000	201,070,141	
	4目 経済費貸付金元利収入	36,070,141	165,000,000	201,070,141	
	5項 雑入	470,940	800,000	1,270,940	
	4目 経済費雑入	470,940	800,000	1,270,940	

歳 出 (単位:千円)

款		項目		補正前の額 補正額	補正額	計	補正の財源			
	// ⁻ / ₂ □		旧正可が扱	111111111111111111111111111111111111111	шиж рі		市債	その他	一般財源	
	5款 経済費		43,609,572	174,753,000	218,362,572	3,609,750	_	165,800,000	5,343,250	
	1	1項 経済費		43,609,572	174,753,000	218,362,572	3,609,750	_	165,800,000	5,343,250
		3目	産業活性化推進費	809,935	65,000	874,935	_	_	_	65,000
		4目	経営支援費	440,975	315,000	755,975	_	_	-	315,000
		5目	中小企業金融対策費	36,693,150	173,050,000	209,743,150	3,600,000	_	165,800,000	3,650,000
		6目	商業振興費	253,621	1,310,000	1,563,621	_	_	-	1,310,000
		8目	雇用労働費	810,893	13,000	823,893	9,750	_	_	3,250